

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」**となりました。（解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません）なお、発症日、解熱日は0日目になり、翌日が1日目になります。（裏面参照）

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうものではありません。**

治 癒 報 告 書

学校長 様

年 組 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 疾患名                     | インフルエンザ A・B |
| 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） | 年 月 日       |
| 解熱日（平熱に下がった日）           | 年 月 日       |
| 受診した医療機関名               |             |
| 医療機関受診日                 | 年 月 日       |
| 医師より療養が必要とされた期間         | 年 月 日まで     |

○治癒の根拠 発症した後5日を経過かつ、解熱後2日を経過したことに間違いありません。

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 |
| 0日目 |     |     |     |     |     |
| ／   | ／   | ／   | ／   | ／   | ／   |

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 解熱日 | 1日目 | 2日目 |
| 0日目 |     |     |
| ／   | ／   | ／   |

※この欄に日にちを記入してください

令和 年 月 日

保護者氏名

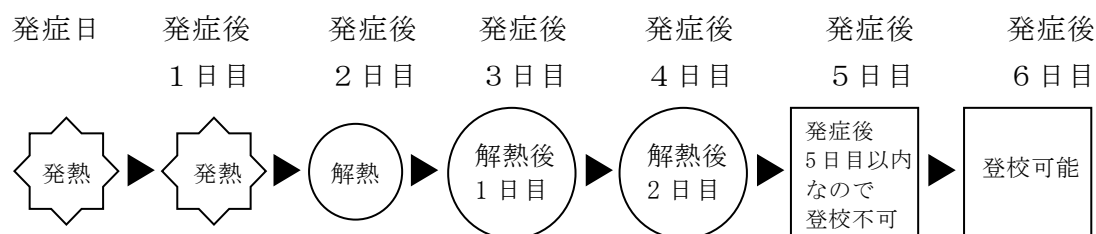
インフルエンザによる出席停止は、  
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

<日数の数え方>

＊「発症日」は0日目で、翌日が1日目になります。

＊「解熱日」は0日目で、翌日が1日目になります。

例1 発症後2日目に解熱した場合



例2 発症後4日目に解熱した場合

